

第2次八千代市子ども読書活動推進計画



八千代市イメージキャラクター「やっち」

平成29年4月

八千代市

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

子どもが本と出会い読書に親しむことは、子どもが健やかに成長していく上で重要な意味を持ちます。読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探究心や真理を求める態度を培うことができます。これらの力や態度は子ども時代を豊かにするだけでなく、生涯を通じた学びに大きく関わるものです。

子どもが読書を身近な楽しみと感じ、読む習慣を身に付けていくためには、家庭や学校、図書館をはじめ、保育園、幼稚園、学童保育所など子どもたちの日常的な生活の場に魅力的な本がある環境が必要です。そして、本と子どもの架け橋となる大人の存在が重要となります。

そこで本市では平成24年度を初年度とする「八千代市子ども読書活動推進計画」を策定し、子ども達に読書の機会を提供し、読書活動を支えるための環境整備として、この5年の間に、ブックスタート事業の実施、中央図書館の開館、小中学校の蔵書のデータベース化など、子どもの読書活動を推進するための環境整備に努めてまいりました。

今後も、八千代市の未来を担う子どもたちが、読書を通じて豊かな人間性を備え、成長することを願って、平成29年度を初年度とする「第2次八千代市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・図書館・学校など関連機関が連携した、子どもの読書活動の推進に努めてまいります。

平成29年4月

八千代市長 秋葉 就一

目次

◇本編

第1章 推進計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 基本方針	1
4 現状と課題	2
第2章 計画推進の方策	4
1 子ども読書活動推進のための取組	4
(1) 家庭における読書活動の推進	4
(2) 地域における読書活動の推進	5
(3) 図書館における読書活動の推進	6
(4) 保育園・幼稚園などにおける読書活動の推進	10
(5) 学校における読書活動の推進	11
2 子ども読書活動を推進するための啓発・広報	13

◇資料編

1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月）	15
2 「八千代市子ども読書活動推進計画」検討委員会設置要領	18
3 八千代市立図書館の現状	20

第1章 推進計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本市では、子どもたちが自主的に読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができる環境づくりを目指して、平成24年3月に「八千代市子ども読書活動推進計画～子どもが育つ 読書の世界から～」を策定しました。この計画では「子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備・充実」「家庭・地域・学校等が一体となった読書活動推進体制の充実」「子ども読書活動推進の意義の普及・啓発」の3つの基本方針を基に、必要な施策・事業を推進してきました。この計画の期間が平成28年度に終了することから、その基本方針を継承して、子どもの読書活動を推進していくために必要な指針となる「第2次八千代市子ども読書活動推進計画」を策定します。

2. 計画期間

本計画は、平成29年（2017年）度から平成33年（2021年）度までの5年間とします。

3. 基本方針

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備・充実

個々の興味、感性に合うすばらしい本と出会い、本の楽しさを発見する機会を提供し、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、読書環境の整備・充実を図っていきます。

(2) 家庭・地域・学校等が一体となった読書活動推進体制の充実

子どもの自主的な読書活動を推進するため、図書館を中心に家庭・地域・学校・関係機関などがこれまで以上に連携、協力し、地域社会全体で子どもの読書活動推進を支えていきます。

¹ 子ども：本計画において、子どもとは、おおむね18歳以下の者をいう。

(3) 子ども読書活動推進の意義の普及・啓発

子どもの読書活動を支え、読書習慣に結び付けるために、子どもと関わる大人が、子どもの読書活動の意義や重要性についての理解と関心を深めるよう普及や啓発に努めます。

4. 現状と課題

八千代市には、大和田図書館（昭和44年開館）、八千代台図書館（昭和50年開館）、勝田台図書館（昭和62年開館）、緑が丘図書館（平成16年開館）があり、5館目として、平成27年7月に中央図書館が開館しました。中央図書館には、赤ちゃん連れの親子も利用しやすいように親子でくつろげる「ほっとコーナー」、授乳室などの設備があるほか、おはなし室やグループ学習室、中高生を対象としたティーンズコーナーや、目的に応じて使える様々な閲覧席があります。

この中央図書館の開館により、児童図書の蔵書冊数は146,536冊、年間の貸出冊数は389,416冊、0～18歳の登録者数は15,315人と着実に増加しました（平成28年3月末現在）。図書館では、おはなし会や映画会などを開催していますが、中央図書館開館前の平成26年度は323回開催、延べ3,715人の参加数が、平成27年度は図書館全館で451回開催、延べ7,546人が参加するなど、参加者が倍増しており、中央図書館が子どもの読書環境の充実に大きな役割を果たしたと考えられます。今後も子どもの図書館利用を促進するため、蔵書の充実や魅力ある講座の開催及び図書館のPRなどに努めていきます。

また、自動車などの手段を持たない子どもたちが本を返却しやすいと考えられるブックポストについても、平成25年度以降に4か所（うち3か所は図書館以外の公共施設に設置）増設しました。

一方、学校の図書館においては、小学校22校の蔵書冊数は231,775冊（1校当たりの平均10,535冊）、中学校11校の蔵書冊数は107,872冊（1校当たりの平均9,806冊）となっています。文部科学省が定める小中学校の学級数に応じた標準的蔵書冊数に対して、平成27年度は、小学校110.9パーセント、中学校83.1パーセントの達成率となっています（平成27年3月末現在）。

朝の読書活動は小学校22校、中学校11校の全てで行われており、小学校ではボランティアグループの活動が活発に行われるなど、保護者や地域の人々が、朝の読書活動の時間を中心に熱心に読み聞かせを行い、本の楽しさを伝えています。

平成28年度全国学力・学習状況調査の、「読書が好きですか。」という問いに対し、八千代市の小学生は約77パーセント、中学生は約75パーセントが「好き」「どちらかと言えば好き」と回答をしており、これは、全国の平均と比べると、非常に高い数値になっています。

小中学校の学校図書館蔵書のデータベース化については、平成22年度から実施し、自ら学習を進められる環境が平成27年度に整いました。その結果、児童生徒が整備された環境を活用し必要な図書を検索するなど、学校図書館の主体的な利用が進んでいます。今後も効果的な運営ができるよう努めます。

公民館では、9館のうち2館に図書室があり、また、公民館の主催事業として、本の読み聞かせや本の楽しさを知ってもらうような講座を開催しています。

保育園では、保育の中で年齢や発達段階にあった絵本の提供や、絵本コーナーの置き方も工夫して年齢や興味に合った絵本を手に取りやすくしているほか、保護者に対しては園日よりやクラス日より、保護者参観、相談会などで絵本の大切さを伝えています。また、市内5か所の地域子育て支援センターと2か所の子ども支援センターでは、「遊びと交流の広場」でわらべうた遊びの紹介や絵本の読み聞かせを実施しています。

平成24年8月からは乳幼児の親子への取り組みとして、八千代市在住のすべての赤ちゃんに絵本パックをおくるブックスタート事業²を始めました。平成27年度の「ブックスタート事業に関するアンケート調査」によると、72.6パーセントがブックスタートを受けたあと「変化があった」と回答しており、その内容としては「絵本に興味を持つようになった」が53.8パーセント、「子どもと絵本を介した楽しい時間を持つようになった」が48.7パーセントとなっています。この結果から、ブックスタートをきっかけに絵本に興味をもつようになったことは家庭での子どもの読書環境を充実させていくうえで大きな効果があったと考えられ、ブックスタート事業が子どもの読書活動への第一歩として役割を果たしていることが窺えます。

今後も、子どもの読書活動を推進していくため、図書館を中心に家庭・地域・学校・関係機関などが連携して、子どもが身近に本を手にするのできる環境の整備をさらに進めていく必要があります。

² ブックスタート事業：赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけとなるように、0歳児健診などで絵本を手渡す事業。1992年にイギリスではじまり、日本では2001年4月に12市町村で本格的な実施が始まった。

第2章 計画推進の方策

1. 子ども読書活動推進のための取組

(1) 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は、何よりも家庭の中で親子のふれあいの中から作られます。家庭に本があり、赤ちゃんの時から親と子が共に読書を楽しむことが、子どもが読書習慣を身に付けるうえで大きな力になります。

そのためブックスタート事業を実施し、乳児期から、家庭で親子が絵本を通してふれあい、語り合い、親子の絆を深めることの手助けとなるよう努めます。

また、保護者に向けて講座や研修会を開催して子どもへの読み聞かせの大切さや重要性を伝えていきます。

そして、図書館をより良く活用し、図書館司書³から本の選び方などのアドバイスを得られるよう、保護者が子どもと一緒に来館しやすいように、読書環境の充実を図ります。

No.	具体的な取組	具体的な取組の概要	推進部署
1	読書環境の充実	子どもの読書習慣の形成には、家庭の中に本がある環境を作ることが大切です。子どもの発達段階に合わせた本の選び方や楽しみ方の情報を得るため、図書館の積極的な利用が望まれます。図書館の絵本や児童書の充実を図り、保護者が乳幼児を連れて来館しやすいように、設備や館内の雰囲気づくりなどの条件整備を行います。	図書館
2	ブックスタート事業の実施	八千代市在住のすべての赤ちゃんに絵本パックを贈る「ブックスタート事業」を地域子育て支援センターなどで行われる4か月児赤ちゃん広場で実施します。また、その場で読み聞かせを行い、乳児期から家庭での絵本を介した親子の言葉かけやスキンシップの大切さを伝えます。	図書館 母子保健課 子育て支援課 (地域子育て支援センター)
3	講座等での啓発	まちづくりふれあい講座「ザガズー広場」等を開催し保護者に子どもへの読み聞かせの大切さや読書の重要性を伝えていきます。	生涯学習振興課

³ 図書館司書：図書の収集・整理・保存及び閲覧などに関する業務を担当する職員。子どもの本の紹介なども行う。

(2) 地域における読書活動の推進

子どもたちは地域の文庫や、読み聞かせをするボランティアなど様々な大人に接しながら、自らの読書習慣を形成していきます。公民館や地域子育て支援センター、学童保育所、児童会館、文庫等では、本の読み聞かせやわらべうた等を通して、子どもの読書活動を推進します。

また、地域で絵本の読み聞かせを行うボランティア団体の交流⁴も積極的に行われています。図書館では、ボランティア活動の内容や個々のスキルに応じて講座などを行い、参加者同士の交流を深める機会を提供します。

No.	具体的な取組	具体的な取組の概要	推進部署
4	公民館における読書活動の推進	公民館では、本の読み聞かせやわらべうた等を子どもや保護者のための主催事業の中に取り入れ、子どもの読書活動への働きかけを行っていくよう努めます。	公民館
5	地域子育て支援センター等における読書活動の推進	市内7つの地域にある公立保育園等に併設した地域子育て支援センターと子ども支援センターでは、平日に「遊びと交流」の広場を開設し、親子に遊びの場を提供しています。 また、母子保健課と連携し、各種事業を推進しています。その中で絵本の読み聞かせやわらべうたを紹介し、子育てに絵本の読み聞かせやわらべうたを取り入れていく大切さを伝えていきます。	子育て支援課
6	学童保育所・児童会館・その他関連施設における読書活動の推進	日常的に子どもが自由に読書できるように児童書コーナーを設け、読書環境の整備に努めます。また、職員やボランティアによるおはなし会の開催や絵本の読み聞かせなどを行います。	子育て支援課
7	文庫等における図書の貸出と本の読み聞かせ	子どもたちが、身近に親しい雰囲気の中で本に接することができる家庭・地域文庫等では、読み聞かせや図書の貸出しを行っています。その活動を促進していくように、ボランティア同士の交流や学習などを行います。	図書館

⁴ ボランティア団体の交流：八千代市では、家庭・地域文庫のほか、地域で絵本の読み聞かせを行うボランティア団体の活動も活発に行われている。平成21年5月には、市内の文庫や読み聞かせ団体が情報交換などを行う「“広がれおはなし”八千代連絡会」が発足するなど、ボランティア団体同士の交流も進んでいる。

(3) 図書館における読書活動の推進

図書館は、子どもたちにとって、多様な本と出会い、読書の楽しみを通じて豊かな人間性を育む場であり、知りたいことを自主的に調べることは自ら学び考える機会となります。

このことから、図書館では魅力ある蔵書の充実を図り、おはなし会やイベントを開催し、子どもが本に親しみ、読書の楽しさを知る機会を提供するとともに乳児期から親子で来館しやすいように環境の整備に努めます。

そして、保育園や学校等へは団体貸出を行い、子どもが本に親しむ機会が増えるよう支援します。

また、図書館の資料を活用し、子どもが自ら調べ、学ぶことができるよう支援し、「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加促進などにも努めます。

さらに、子どもの読書に関する講演会を開催したり、ボランティアを育成する講座を開催することにより、子どもの読書を推進する大人への活動を支援します。

No.	具体的な取組	具体的な取組の概要	推進部署
8	図書館資料やサービスの充実	絵本や物語、調べ学習に役立つ本など魅力ある蔵書の充実を図り、乳幼児、児童、生徒の発達段階に添ったサービスや展示・排架 ⁵ などを工夫し、資料提供に努めるとともに、各地域図書館がそれぞれ魅力ある図書館活動を推進します。	図書館
9	おはなし会やイベントの充実	4歳児から小学生を対象とした「おはなし会」や2～3歳の子どもと保護者を対象とした「親子で楽しむ絵本の会」、0～1歳の子どもと保護者を対象とした「赤ちゃんを楽しむ絵本の会」などで絵本の読み聞かせや本の紹介などを定期的に行います。また、本やおはなしの世界に親しみ、本の楽しさを知ってもらう活動に努め、映画会や工作などのイベントを行い、図書館に親しむ機会を提供します。	図書館

⁵ 排架：図書館の資料を書架上に並べること。八千代市では、赤ちゃん用絵本や、子育て関係の本を集めたコーナーなども設けている。

No.	具体的な取組	具体的な取組の概要	推進部署
10	調べ学習の支援 (新規)	図書館の資料を活用し、子どもが自ら調べ、学ぶことができるよう支援します。 また、中央図書館では「図書館を使った調べる学習コンクール」の地域コンクールを行い、学校と連携してコンクールへの参加促進に努めます。	図書館
11	親子で来館しやすい環境の整備 (新規)	乳児期から親子で来館しやすい環境の整備に努めます。また、図書館ホームページを活用し、イベント情報などを発信します。 中央図書館では、ショート託児サービスを実施し、子どもテラスやほっとコーナーを活用した交流の場を提供します。	図書館
12	ティーンズ（青少年）サービス ⁶ の充実	興味や関心、要求等が多様化する青少年のための資料を積極的に収集・提供します。ティーンズコーナーを充実し、図書館ホームページ上のティーンズのページでも情報を発信して青少年の図書館利用の推進に努めます。 また、ティーンズに人気のある作家を呼んで、創作にかかわるエピソードや読書の楽しさを伝える講演会などを実施します。 中央図書館では、研修会議室を週2回、14時30分から19時をティーンズタイムに設定しています。	図書館
13	ブックリストの発行	子どもの発達段階に添ったブックリスト ⁷ を作成し、子どもの興味を促すような図書の紹介に努めます。また、保護者へは子育ての中に、子どもと本との出会いの機会を取り入れてもらうためにブックリストを積極的に配布し啓発に努めます。	図書館

⁶ ティーンズサービス：中学・高校生を中心とした青少年を対象とするサービス。

⁷ ブックリスト：年齢やテーマに合わせた本を紹介したリスト。

No.	具体的な取組	具体的な取組の概要	推進部署
14	団体貸出の充実	<p>保育園や学校などに対して、図書館資料の貸出しを積極的に行います。中央図書館では、最大2ヶ月200冊まで、月2回の配送サービスを行います。</p> <p>また、子どもの読書に関わる活動をしている団体に対しても、図書館資料の団体貸出を行い、本の選び方や子どもの読書活動に役立つ情報提供などの支援を行います。</p>	図書館
15	学校等との連携	<p>児童・生徒の図書館職場体験や図書館見学を受け入れ、図書館の利用方法や読書の楽しさを知ってもらい、図書館に行くきっかけづくりを支援します。さらに、児童・生徒の調べ学習等で学校と情報交換を図り、図書館を有効に活用できるように努めます。</p> <p>また、保育園などと連携し、来館した園児へのおはなし会や本の貸出しを行います。</p>	図書館
16	障害のある子どもに配慮したサービスの充実	<p>障害のある子どもが利用しやすい図書や点字刊行物、視覚障害者用録音資料、布の絵本⁸等の提供や紹介を行うとともに、宅配サービス⁹を実施し、利用の促進に努めます。</p> <p>また、点字図書館等全国の図書館との相互貸借を活用していきます。</p>	図書館
17	子どもの読書に関する講演会・講座の開催	<p>家庭の中で、親子が楽しみながら本を読むことの大切さを知ってもらえるよう、また、子どもがより充実した読書活動を行えるよう、講演会や講座を開催します。</p>	図書館

⁸ 布の絵本：布地やフェルト、スナップなどを用い、はずす・はめるなどの作動学習ができる絵本と遊具の働きをかねそなえた本。八千代市では平成25年度に実施した図書館主催講座からできた八千代布の絵本製作サークルが活動している。

⁹ 宅配サービス：図書館への来館が困難な市内在住者に、図書館資料を配達している。

No.	具体的な取組	具体的な取組の概要	推進部署
18	図書館司書の適切な配置と研修の充実	<p>図書館司書は児童図書に関する広範な知識，子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び子どもの読書指導に関する知識を必要とされています。</p> <p>また，子どもや保護者に本の案内や助言を行うとともに，保育園や学校などで読み聞かせや本の案内，図書館の利用についてのガイダンスを行うなど，連携の必要性が求められています。これらの役割を果たしていくために必要な図書館司書の配置と専門的知識・技術を習得するための研修の充実を図ります。</p>	図書館
19	人材の育成と活用	<p>地域・保育園・学校などにおける子どもの読書活動を推進するため，活動の場等に関する情報提供や職員及びボランティアの養成のための研修体制を整備し，子どもの読書活動推進の担い手の輪を広げていきます。</p>	図書館

(4) 保育園・幼稚園などにおける読書活動の推進

子どもが初めて集団生活を体験する保育園・幼稚園などでは、子どもの世界が大きく広がる時期に心の栄養となる絵本に出会うことが重要です。

そのため乳幼児に関わる職員を対象に講習や研修を行い、絵本に対する知識を深め、読み聞かせの技術の向上を図ります。

また、保護者に対して、家庭での読み聞かせの大切さや絵本を通しての子育ての楽しさを伝えるよう努めます。

No.	具体的な取組	具体的な取組の概要	推進部署
20	保育園・幼稚園などにおける絵本に親しめる環境づくりの充実	子どもの豊かな感性を育むために、子どもたちの心に響く読み聞かせの機会を増やし、よい絵本と出会う環境を充実します。また、保育園・幼稚園などの絵本コーナーでは発達段階に合わせた絵本を紹介し、家庭で読み聞かせができるように情報の提供を図ります。	子育て支援課
21	職員への研修	乳幼児に関わる職員を対象に絵本に対する知識を深め、読み聞かせの技術を向上するため、講習や研修を行います。	子育て支援課 図書館
22	保護者に対する家庭での読み聞かせの奨励	園だよりやクラスだよりなどで園での読み聞かせの様子を知らせたり、絵本の貸出しを行ったりするなど、保護者に対して、家庭での読み聞かせの大切さや絵本を通しての子育ての楽しさを伝えるよう努めます。	子育て支援課

(5) 学校における読書活動の推進

学校では、子どもが本と親しみ、生涯にわたって読書を継続していく習慣を身に付けるよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた子どもの自主的・意欲的な学習活動や、読書活動を支援します。家庭・地域・図書館・関係機関との連携を図りながら、各学校において魅力ある読書活動に取り組みます。

学校図書館は、子どもの多種多様にわたる興味や関心を充足させ、読書活動の拠点となる「読書センター」、知的な刺激を与え、授業に役立つ資料を整え学習支援を行う「学習センター」、情報活用能力を育む「情報センター」の役割を担っています。その観点から、学校図書館の図書資料を充実させ、児童等が多くの魅力ある図書と出会えるように努めます。

また、平成27年4月から改正学校図書館法が施行されて学校司書¹⁰の法令化が謳われ、学校司書は、子どもと本をつなぐ懸け橋として、また学校図書館と公立図書館をつなぐ存在として、その重要性が再確認されました。現在、八千代市では、全小中学校に学校司書が配置され、読書活動においてクラス担任や司書教諭¹¹と連携し、子どもたちへの読書の質を高める効果をあげています。子どもの読書活動の支援に意欲を持ち学校図書館業務に対応できる人材を育成し、活用して、学校活動における図書館利用の充実に努めます。

No.	具体的な取組	具体的な取組の概要	推進部署
23	各学校における魅力ある読書活動の推進	司書教諭を中心に各学校の特色や地域、児童・生徒の実態に即した読書活動を推進し、その充実に努めます。	指導課 学校
24	読書時間の充実	各学校で朝の読書や一斉に読書に取り組む活動を実施し、読書時間の充実に努めます。また、各校で作成した「学校図書館年間計画」を活用し、教育課程に位置づけた計画的な活用に努めます。	指導課 学校
25	図書館活用の推進	研修を通じて、職員の意識の高揚を図るとともに、各教科・領域において、積極的に調べ学習を取り入れ、学校図書館、(市立)図書館の利用を促進します。	指導課 学校 図書館
26	障害のある子どもの読書活動の推進	障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、一人一人の子どもに合わせた図書教材を工夫しながら、読書活動の推進に努めます。	指導課 学校

¹⁰ 学校司書：学校図書館の蔵書整理や読書指導を行う八千代市で採用した職員。

¹¹ 司書教諭：学校図書館の専門的業務に携わる教諭。

No.	具体的な取組	具体的な取組の概要	推進部署
27	学校における読書環境の整備・充実	文部科学省が設定した「学校図書館図書標準」 ¹² を目途に毎年度計画的に子どもたちの知的好奇心を満たす魅力的な図書の増冊、整備を行います。また、各教科、領域での調べ学習に必要な図書資料の充実を図ります。	教育総務課 指導課 学校
28	学校図書館担当教諭及び司書教諭の研修の充実と学校図書館運営の充実	学校に配置されている図書館担当教諭及び司書教諭の研修を実施し、資質及び実践的能力の向上を図ります。また、「図書主任と学校司書のための学校図書館運営マニュアル」の活用をすすめる、学校図書館運営にかかわる教職員の効果的な連携による運営の充実に努めます。	指導課 学校
29	学校司書研修会の開催	学校司書が各学校で活動する際に必要な読書指導に関する基本的な知識や、学校図書館業務に関することについての研修を行います。研修の成果を「学校司書実践報告集」にまとめ、特色ある取組の情報共有を行います。	指導課 学校
30	学校図書館ボランティアの活用	学校図書館を活性化し、利用を促進するために、保護者や地域の人を本と子どもの橋渡し役となる「学校図書館ボランティア」として活用していきます。	指導課 学校
31	学校図書館情報化の推進	学校図書館は学習情報センターとしての役割も期待されています。そのために、情報化時代に対応した情報資源にアクセスできるような環境整備に努めます。	指導課 学校
32	関係機関との連携	小中学校図書館担当教諭と、公共図書館職員との情報交換を行い、児童・生徒の読書環境の整備に努めます。	指導課 学校 図書館

¹² 学校図書館図書標準：公立義務教育学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、学級数を基に文部科学省が平成5年3月に設定したもの

2. 子ども読書活動を推進するための啓発・広報

子どもの読書活動を推進するためには、様々な機会を利用して理解と関心を図ることが大切です。

そこで社会全体が読書に関心を持ち、子どもの発達段階や個性に応じた自主的な読書活動を支えていくために、「子ども読書の日」の啓発、広報紙やホームページ等による情報発信をするなど多方面からの啓発・広報活動に取り組みます。

No.	具体的な取組	具体的な取組の概要	推進部署
33	「子ども読書の日」等における啓発	4月23日「子ども読書の日」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられた日です。そのため子どもや保護者に子どもの読書活動の重要性や読書の楽しさを周知する行事などを、図書館をはじめ関係機関で実施します。	図書館 関係機関
34	広報紙・ホームページ等による情報の発信	地域や図書館・公民館・学校等における読書に関する取組みや行事の情報を広報紙・各ホームページ ¹³ ・読書に関するパンフレット等を通じて積極的に発信します。	図書館 生涯学習振興課 青少年課 子育て支援課
35	子ども読書活動推進のための講座等の実施	図書館をはじめ、公民館、地域、学校等が連携し、子どもの読書活動推進のための講座等の実施に努めます。	図書館 公民館 学校

¹³ ホームページ：八千代市では、八千代市立図書館—こどものページ、ティーンズのページ（図書館）、まなびネットやちよ（生涯学習振興課）、はっぴいういんど（青少年課）、八千代市子育て支援ネットワークホームページにここ☆元気（子育て支援課）などで情報を発信している。

資料編

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年 12 月）
- 2 「八千代市子ども読書活動推進計画」検討委員会設置要領
- 3 八千代市立図書館の現状

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条

子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条

国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

2 「八千代市子ども読書活動推進計画」検討委員会設置要領

(設置)

第1条 八千代市における子どもの読書活動の推進に関する計画（以下「八千代市子ども読書活動推進計画」という）の策定にあたり、必要な事項を検討するため、「八千代市子ども読書活動推進計画検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は「八千代市子ども読書活動推進計画」に関する事項を検討する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会には業務を円滑に推進するために作業部会を置くこととし、作業部会の部会員は別表2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 作業部会には、特定の目的のためプロジェクトチームを置くことができる。

(委員長等)

第4条 委員会には委員長を置き、作業部会には部会長を置く。

2 委員長は、生涯学習部次長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

3 部会長は、生涯学習部長が指名した職員をもって充て、作業部会を総務する。

(招集等)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 部会長は、必要に応じて部会員を招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生涯学習振興課において処理する。

(任期)

第7条 委員及び部会員の任期は「八千代市子ども読書活動推進計画」を策定する日までとする。

附則

この要領は、平成23年4月21日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年7月13日から施行する。

別表 1

生涯学習部次長
生涯学習振興課長
生涯学習振興課公民館担当主幹
生涯学習振興課図書館担当主幹
子育て支援課長
母子保健課長
教育委員会指導課長

別表 2

生涯学習振興課図書館担当主幹
図書館担当職員
公民館担当職員
子育て支援課担当職員
母子保健課担当職員
教育委員会指導課担当職員
生涯学習振興課担当職員

3. 八千代市立図書館の現状

<八千代市立図書館の児童サービス状況>

「八千代市立図書館年報より」

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
登録者数(0 歳～15 歳)	(人)	8,074	10,154	10,649
登録率(0 歳～15 歳)	(%)	28.9	34.2	36.3
児童書の蔵書冊数	(冊)	126,096	126,629	146,536
児童書の個人貸出冊数	(冊)	280,791	272,983	389,416
児童書の団体貸出冊数	(冊)	8,657	7,832	5,951
おはなし会開催	回数	305	299	361
	参加人数	3,351	3,304	5,675
その他の主催行事	回数	28	24	90
	参加人数	448	411	1,871
図書館見学・職場体験学習	回数	30	36	42
	参加人数	244	269	652
ボランティア講座・出前講座	回数	2	4	4
	参加人数	40	132	81

*おはなし会は、4 歳～小学生対象、0・1 歳児対象、2・3 歳対象、保育園等来館の 4 種類

<団体貸出の登録数>

単位：件

種別	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
小中学校	30	30	25
保育園・幼稚園	19	21	12
学童保育所	11	11	11
読み聞かせグループ・文庫	28	47	30

<図書館別個人貸出状況 平成 27 年度>

単位：冊

	蔵書数	うち児童書	貸出数	うち児童書
中央図書館	149,935	37,907	286,659	125,751
大和田図書館	102,653	26,521	161,555	57,057
八千代台図書館	66,998	21,166	136,745	31,733
勝田台図書館	93,344	25,974	180,884	40,857
緑が丘図書館	111,780	34,968	424,281	134,018
合 計	524,710	146,536	1,190,124	389,416

<図書館併設以外のブックポストへの返却状況>

単位：冊

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
返却冊数	12,771	31,579	47,991

第2次八千代市子ども読書活動推進計画

発行 平成29年4月

八千代市 生涯学習部 中央図書館

〒276-0028 千葉県八千代市村上 2510

TEL 047-411-8644 FAX 047-456-8665